

さいたま家庭裁判所委員会議事要録（第38回）

第1 日時

令和元年6月7日（金） 午後3時から午後5時まで

第2 場所

さいたま家庭裁判所大会議室

第3 出席者

【委員】

大場玲子，加藤利雄，孝橋宏，佐世芳，鈴木秀行，立山優二，畑玲子，本田晃，
武藤京子（五十音順，敬称略）

【オブザーバー】

（事件部）中澤智，岡崎方子，細谷弘治，須栗克史，松本洋一，秋枝和子，井口
睦季

（事務局）横山真幸，本田千鶴，米満信行，白熊正樹，吉田幸子

第4 議題

「利用しやすく分かりやすい家事調停について～利用者の視点から～」

第5 議事概要

1 開会宣言

2 新任委員自己紹介（鈴木委員）

3 退任委員紹介（伊藤委員，押切委員）

新任委員紹介（岸委員）

4 議題「利用しやすく分かりやすい家事調停について～利用者の視点から～」

施設面の実情及び職員が対応において留意している点について説明を行った上で，
施設の実情を各委員に見学していただき，改善点等について意見交換及び質疑応答を
行った。

（●は裁判所委員又は説明者，○は外部委員の発言内容）

○ 子どもさんへの配慮とか，当事者同士が会わないようにとか，思いの外きめ細か
く想定して準備されているなどの印象を受けた。細かいことかもしれないが，もう
少し明るい雰囲気というのを一歩進めてもいいのではないか。また，おもちゃも，
もう少し今，はやりのものとか置いてはどうか。建物全体は，空調的に爽やかな感
じではあるが，待合室の換気が悪い感じがした。建物の築年数もあると思うが，快
適な環境があった方が明るくなると思う。実際感じたことはそういうことである。

○ 科学調査室が行っていることと部屋の名前の不一致に違和感を感じ，なぜこの部
屋名なのか疑問があった。

● 調査官は，科学的な調査として心理テストを実施するということがある。最近の
部屋の使い方としては，隣接する児童室の状況を科学調査室で観察し，調査結果の

分析・評価に役立てることが増えてはいるが、中には、より詳細な調査が必要な子どもや非行を犯した少年に対して、テストを実施することもあることから、部屋のネーミングはそのようになっている。

- ベビーベッドが各部屋にあったが、ずいぶん前からベビーベッドが設置してあるのか。最近小さいお子さんを連れてくる相談の方が多いためベビーベッドが最近設置されたのかとか、そのような点についてはいかがか。
- 20年前にはベビーベッドがあった。
- 見学して改善できると良いのではないかと思う点をいくつか述べさせていただく。1階の待合室がちょっと暑かったと感じたので、扇風機の設置等があると良いのではないかと思った。また、1階の待合室に「コピーは5階です」という表示があったかと思うが、何か書類を作ってコピーを取る必要があるとき、お子さんを連れてくる利用者の方が書類を書いてコピーを取りに5階まで行ってまた1階に戻ってきて出すというのは、なかなか大変ではないかと思った。1階に利用者の方が使えるコピー機を置けるのかという問題があるかもしれないが、同じフロアにコピー機が設置されるのであれば便利なのではないかと思った。
- 2階の方にもコピーベンダーが用意されており、通常はそちらの近い方を案内している。当事者の方からすれば、本来近いところにあった方が便利かと思うが、設置の基準等があるため、今現在は2階と5階ということで利用していただいている。
- 30年前からすると、ずいぶん設備面も改善されているし、時代の変化はあるだろうが、待合室の階数を変えとか、そういう細かい配慮が進んでいると思う。パネルも統一的に整備されているので、ここを見ながら来ればいいんだと思った。
書記官の対応も、昔に比べてというほどではないが、利用者の目線という意味ではずいぶん良くなってきているのではないかと思う。
- 調停協会では、裁判所と協議会を年1回開いていて、調停委員の要望を裁判所の方で聞いてもらう機会を設けていただいている。以前当事者が、暑さのため調査官室に苦情を申し出たことがある。空調設備の問題では、かなり当事者には暑さ寒さがうまくいっていないところがあるのかなと思う。
また、部屋の大きさに比して当事者が最近すごく多い。部屋の中に入りきれず、廊下でずっと待っている方もいるため、待合室の関係はもう少し考慮していただけたところがあればという風に感じた。
部屋の雰囲気について、調停協会のほうでも、少し雰囲気が暗い、お花を置きたいという調停委員がいたが、やはり当事者が興奮して物を投げたりするので、壁の絵ぐらいはいいが、物を置くというのは危険が伴うのでそれはやめたほうがいいというような話もあった。以前に比べてお子さんに対する配慮というものが進んだと思うのが、以前はベビーベッドだけだったが、今は授乳室とか子どもさんのおむつ

を変えられるトイレとかそういうものもかなり充実して作っていただいているなどという風に思っている。

- この季節は、ある特定の場所の計測値に基づいて空調を入れるかどうかの判断をしているので、閉めきった場所の場合は、非常に空気が淀んだりしてしまうということが起こるのかもしれない。今日のご意見も踏まえて、大がかりなことというのは難しいが、運用面で何か工夫ができないかということをご参考させていただきたい。また、先ほど1階のところで掲示板を説明したが、A棟からD棟まで棟で色分けしているが、自分の行きたいところはどこにあるのかというのが、掲示板からは見えにくいところがある。そのためガードマンが何人かおり、そのあたりはわりと臨機応変に対応している。そこにいるガードマンがすべて詳しいわけではないため、家裁の関係であれば1階の家事の受付の方に案内している。そういう形で行きたい場所に迷うことなく行けるような工夫をしている。
- 児童室のおもちゃの関係、あるいは明るい雰囲気というところで委員の方からご意見のあった点について、壁の色やカーテンの色については考えていきたいと思っている。また、おもちゃについては、できるだけ今の時代に合う物をとということで工夫しているところではあるが、あまり刺激の多い物であると、子どもがその遊びに集中してしまい、本来の親との交流を図るといった目的からずれてしまう。そのため、おもちゃの選び方についても、工夫をしているところである。例えば少ないおもちゃでもうまく遊べるかどうか、子どもにおもちゃを預けて自分は何もしないのかといったところも観察のポイントになることから、子どもの年齢や目的に応じておもちゃを選んでいる。中には、刺激の強いものに対してパニックを起こしてしまう子どももいるので、そういった情報を親から聴取をして、こちらの目的にあった調査をするためにはどういったおもちゃを置くべきかといったところからも考えている。
- 庁舎見学の際に警報ブザーについて委員の方からご質問があったが、確かに頻繁に利用されるものではない。しかし非常にストレスを抱えている方が来られている中で、不測の事態が起きないようにということで神経を遣わなくてはいけないと思っている。
- 安全確保の件について、待合室などを分けて、そうした危険性がある場合の回避ということをしているが、そこに至るまでの動線は大丈夫なのか。入口を一箇所に集めて、持ち物検査をして安全確保をしているが、集めることによって裁判所の事件が起きたりもした。そうした関係者・当事者同士が接触しやすくなるという危険性も逆に増えているという指摘もちょっと耳にしたことがある。調停当事者だけに限らないと思うが、そのあたりについての対策などあれば伺いたい。
- 昨今こういうことで関心を持たれる方々も多いということは承知している。さいたま地家裁では、入口を1箇所にし、所持品検査を実施している。これは当事者・

来庁者の安全確保を図り、この建物の中で安心して利用できる裁判所を実現するために、持ち物については、X線検査を、来庁する方々には金属探知機の検査を実施している。これによって、危険物の発見の可能性を高めるといこと、ご本人のプライバシーにも配慮しながらいろいろ検査を行うということである程度実現できているかと思っている。ただ、出入口を一か所にすると、対立する方々がその動線で、鉢合う可能性、あるいは待ち伏せする可能性というのは当然考えられるところである。それについては警備という観点から様々な選択肢を考えているところではある。この問題に関しては、危険に関わる情報が入ってくるのが重要であり、それは申立ての段階から、申立人、相手方、代理人が付いていれば、代理人からも情報の提供をお願いしている。

その後であれば当事者の言動とか、そういうものも含めて接触の危険性を考慮して、いろいろ工夫をしていかなければいけないという形で臨んでいる。それぞれの危険な場面に応じて、いろいろな対応を検討しているところである。繰り返しになるが、危険に関する情報を裁判所に提供していただくことがスタートであり、それ以外にも、個々の職員が見聞きしたところで、何か危険性を察知することがあれば、個々の書記官、調停委員、裁判官だけで対応しきれないものであれば事務局も含めていろいろ対応しているところである。

- 裁判所は事件を担当している裁判部と事務局があるが、この警備の問題に関しては事件部と事務局が一体になって対応するという方針のもとで臨んでいる。
- 当事者の言動が荒くなっている、あるいはちょっと興奮状態にあるというような情報は、調停委員の方から担当書記官に情報が入ってくるので、こちらもそれに応じた態勢をとっている。警報ブザーはあまり鳴らされたことはないが、鳴れば事務局と担当部の方から人が駆けつけるという態勢になっている。

第6 次回テーマ等の選定「子どもを親の紛争に巻き込まないための配慮—家庭裁判所における工夫—」

第7 閉会宣言

第8 次回日時

令和2年1月15日（水） 午後3時